

マージン率等の情報提供について

① 令和4年6月1日付け 派遣労働者数

48人

② 令和3年度 派遣先事業所数(実数)

36事業所

③ 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

21,291円(8時間 全業務平均)

④ 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

14,971円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日) マージン率

29.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※一番多くを占めるのが派遣スタッフの給与となっています。

次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料があります。

また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用も含まれています。賃金の支払が生じるものの、派遣先の倒産や料金不払い等により派遣料金が回収されない場合もあります。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、派遣スタッフ向け教育、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りの金額が派遣会社の営業利益となっています。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 5年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社時研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
初級者向け研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
中級者向け研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
上級者向け研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリアカウンセリングについては⇒ <https://www.dsp.co.jp/service/career-counseling.html>

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

健康診断、メンタルヘルスサポート、スポーツ施設・保養施設など

事業所名 株式会社イマジカデジタルスケープ 大阪支店
許可番号 派13-070304

(R4.4)